

## 同族会社に対する留保金課税

**Q** : 法人税法上、同族会社に対しては、留保金課税が課されるそうですが、どうしてですか？また、この規定はすべての同族会社に対して適用されるのですか？

**A** : 同族会社では、本来、配当に充てるべき所得を留保し、配当への課税を免れようとすることもあるため、課税の公平性の観点からこの規定が設けられています。なお、一定の同族会社には、この規定は適用されません。

### 【解説】

一般の会社の場合、通常、課税された後の所得から、株主総会の決議により株主に相当の配当がなされ、株主はこれについて所得税が課税されます。一方、同族会社の場合は、少人数の同族関係者で意思決定がされるため、配当をして累進税率により高額な所得税を納めるよりも、所得を社内に留保する方が得策と考えて意図的に配当を避けることも考えられます。同族会社の留保金課税制度は、このような過大留保に対して課税することにより間接的に配当を促すために設けられた制度で、配当や税金を支払った後の所得から一定の留保控除額を控除した金額に対して追加課税がなされます。

しかしながら、昨今では、資金調達環境が悪化しているため、自己資本を充実させて将来の投資に備えようとする動きもあることから、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間、自己資本比率50%以下、資本金1億円以下の中小法人に対しては留保金課税を停止する措置が講じられています。

